

改正

平成22年6月28日条例第19号

平成25年10月1日横書き施行

旧堀田邸の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、旧堀田邸の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、明治期における我が国を代表する邸宅である旧堀田邸の保全を図り、市民の歴史、文化等に対する理解を深め、もって広く文化の向上に資するため、旧堀田邸を設置する。

(名称及び位置)

第3条 旧堀田邸の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
旧堀田邸	佐倉市籾木町274番地

(事業)

第4条 旧堀田邸の事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 旧堀田邸の公開活用に関すること。
- (2) 文化財資料等の収集、保管、展示及び研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(入館等の承認)

第5条 旧堀田邸に入館しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 旧堀田邸の施設を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

3 旧堀田邸において、業としての写真、映画等の撮影（以下「撮影」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

4 市長は、第2項の承認又は前項の許可をする場合において、必要な条件を付けることができる。

(入館の制限等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者については、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備又は資料等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が入館を不相当と認めるとき。

(施設の使用の制限等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用を承認しない。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

2 市長は、施設の使用の承認を受けた者（以下「施設使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 施設使用者が承認を受けた目的以外に使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸したことが明らかになったとき。

3 市長は、旧堀田邸の管理上やむを得ない事情が生じた場合は、使用の承認の変更又は取消しをすることができる。

4 市は、第2項の規定による使用の承認の取消し又は使用の停止により施設使用者に損害が生じてても、その賠償の責めを負わない。

5 前各項の規定は、撮影の許可について準用する。

(入館料等)

第8条 入館の承認を受けた者（以下「入館者」という。）は、旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例（平成11年佐倉市条例第20号）の定めるところにより、入館料を納入しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、施設使用者は、旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例の定めるところにより、施設使用料を納入しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、撮影の許可を受けた者（以下「撮影者」という。）は、旧堀田邸、

佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例の定めるところにより、撮影使用料を納入しなければならない。

(特別の設備等)

第9条 施設使用者及び撮影者は、旧堀田邸に特別な設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第10条 入館者、施設使用者及び撮影者が自己の責めに帰すべき理由により、旧堀田邸の施設、設備又は資料等に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、旧堀田邸の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月28日条例第19号)

この条例は、平成22年7月1日から施行する。